

条例制定における論点整理（個票1）

検討事項		開示請求に係る手数料																												
関連条文	改正法	第89条第2項																												
	現行条例	第29条																												
概要		<p>【開示請求に係る費用負担】</p> <p><改正個人情報保護法等></p> <p>条例で定める額の<u>手数料</u>を納めなければならないと規定しており、実費の範囲内であれば、算定方法を工夫した適当な額とすること（例：従量制など）や、手数料を徴収しない（無料とする）こととすることも可能とし、減免規定を置くこともできる。</p> <p>また、コピー代等の実費について<u>手数料とは別に</u>徴収することは可能である（手数料に実費相当額を含む場合は重複不可）。</p> <p>なお、国の行政機関の手数料として政令で定められている額は、保有個人情報が記録されている行政文書1件につき、オンライン請求の場合は200円、それ以外の場合は300円である。</p> <p><現行条例></p> <p>手数料についての徴収規定はなく、<u>写しの作成及び送付に要する費用</u>を負担しなければならないと規定している。</p> <p>写しの作成に要する費用としては、文書又は図画については、モノクロ1枚につき10円、カラー1枚につき20円、電磁的記録については、用紙に出力した場合は用紙1枚につき10円等としている。</p> <p>また、生活保護を受給している場合等は、写しの作成及び送付に要する費用を徴収しないことができるとしている。</p>																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">改正法</th> <th colspan="2">現行条例</th> </tr> <tr> <th></th> <th>施行令</th> <th></th> <th>規則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手数料</td> <td>○</td> <td></td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>写しの費用</td> <td>—</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>郵送料</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>免除規定</td> <td>×</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>			改正法		現行条例			施行令		規則	手数料	○		×		写しの費用	—		○	○	郵送料		○	○	○	免除規定	×	
	改正法		現行条例																											
		施行令		規則																										
手数料	○		×																											
写しの費用	—		○	○																										
郵送料		○	○	○																										
免除規定	×		○	○																										

<p>論点及び検討概要</p>	<p>◎手数料の額をどのように規定するか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行条例では、手数料を定めることはしていない。 ・ 改正個人情報保護法は、手数料を無料とし、これとは別に実費相当額について徴収することを可能としている。 ・ 現行条例は、規則で定める額を負担することとし、写しの作成に要する額を規則で定めている。 <p>➡現行どおりの費用負担とすることが望ましいと考える。</p>
-----------------	---

<p>審査会の 主な意見</p>	<p><第1回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コピー代以外の実費相当額とはどういったものがあるのか。 <ul style="list-style-type: none"> → 通常は紙媒体での交付だが、開示請求者がデータでの交付を希望した際に、対象文書を電子データに変換し、CD-Rにコピーして交付する場合のCD-Rに係る費用等である。 ・ 手数料とは別に実費相当額の徴収が可能となる場合とは、どういうことか。 <ul style="list-style-type: none"> → 改正個人情報保護法は、開示請求者は条例で定める手数料を納めなければならないとしているが、条例において手数料は無料としたうえで、別途、実費相当額を徴収することも可能。 <p><第2回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実費相当額の費用負担について、現在の減免（生活保護の受給等）以外の規定を設けることは検討しているのか。 <ul style="list-style-type: none"> → 現行条例では、生活保護のほか災害等不時の事故により生活が困難となった場合及び市長等が公益上必要と認める場合に免除できるとしており、改正個人情報保護法の施行後においても同様の規定を設ける予定としている。 ・ 実費相当額について、請求者がCD-RやUSBといった媒体を自ら用意すれば費用は不要なのか。 <ul style="list-style-type: none"> → ウイルス感染といったリスク管理の観点から、業務用PCに外部から持ち込まれたUSB等を接続することは困難である。現在のCD-Rのように、市が用意した媒体（USB等）での提供については、ニーズ等を把握したうえで、今後検討させていただきたい。
----------------------	--

<p>中間取りまとめ</p>	<p>○改正個人情報保護法は手数料を無料とし、これとは別に実費相当額を徴収することを可能としている。開示請求に係る事務は、現行条例にもあることから、施行後も引き続き、これまでどおり、手数料の徴収は行わず、実費の範囲内で写しの交付に要する費用を徴収することが望ましい。</p>
----------------	---

条例制定における論点整理（個票2）

検討事項	行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料												
関連条文	改正法	第119条第3項、第4項											
	現行条例	(新設制度のため、条例に規定なし)											
概 要	<p>【行政機関等匿名加工情報】 個人情報ファイルであって、特定の個人を識別することができる記述等を削除し、復元できないように加工したもの。 新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する目的で、民間事業者から利用の提案があった場合、審査の上で契約（＝行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約）し、上記の加工を施して提供する。</p> <p>【契約に関する手数料】 契約を締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 60%;">提案者（事業者）</th> <th style="width: 35%;">手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>新規に行政機関等匿名加工情報の利用に係る提案を行い、提供を受ける場合</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">21,000円 +匿名加工に要する時間あたり 3,950円 +加工を委託した場合は、委託に要した費用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>①において作成済の行政機関等匿名加工情報について、他の事業者が提供を受ける場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>①又は②において提供を受けた事業者が、（同じ）行政機関等匿名加工情報の提供を受ける場合</td> <td style="text-align: center;">12,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、この標準額と異なるものを定める場合は、地方公共団体の特殊事情や実費の相違等の合理的な理由が必要となる。</p>			提案者（事業者）	手数料額	①	新規に行政機関等匿名加工情報の利用に係る提案を行い、提供を受ける場合	21,000円 +匿名加工に要する時間あたり 3,950円 +加工を委託した場合は、委託に要した費用	②	①において作成済の行政機関等匿名加工情報について、他の事業者が提供を受ける場合	③	①又は②において提供を受けた事業者が、（同じ）行政機関等匿名加工情報の提供を受ける場合	12,600円
	提案者（事業者）	手数料額											
①	新規に行政機関等匿名加工情報の利用に係る提案を行い、提供を受ける場合	21,000円 +匿名加工に要する時間あたり 3,950円 +加工を委託した場合は、委託に要した費用											
②	①において作成済の行政機関等匿名加工情報について、他の事業者が提供を受ける場合												
③	①又は②において提供を受けた事業者が、（同じ）行政機関等匿名加工情報の提供を受ける場合	12,600円											
論点及び検討概要	<p>◎政令で定める額と異なる手数料を規定する必要があるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正個人情報保護法は政令に定める額を標準として、契約に関する手数料を定めることとしている。 ・政令に定める額と異なる額とする必要性は特にない。 ➡政令に定める額と同額の手数料とすることが望ましいと考える。 												
審査会の 主な意見	<p><第1回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工は誰が行うのか。ビッグデータを加工して渡すのか。委託の場合は、各業務システムの業者に委託するのか。委託をどう管理するのか。 												

	<p>→提案内容によって、職員が行う場合もあるが、基本的には業者に委託して行うこととなる。業者に委託して行う場合には、業務システムの保守・運用業者に委託する場合と、他のシステム業者に委託する場合とが考えられる。いずれにせよ、個人情報の漏えい等が起こらないよう、加工における最終的な責任は市が負うことになる。</p>
<p>中間取りまとめ</p>	<p>○改正個人情報保護法は新たな事務として、政令で定める額を標準とし、契約に関する手数料を条例で定めることとしている。政令で定める額と異なる額とする必要性は特に見受けられないため、政令で定める額と同額の手数料とすることが望ましい。</p>

条例制定における論点整理（個票3）

検討事項		「条例要配慮個人情報」の規定
関連条文	改正法	第2条第3項、第60条第5項
	現行条例	第2条第4項
概 要		<p>【要配慮個人情報とは】 要配慮個人情報とは、本人の人種、信条等本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>【条例要配慮個人情報とは】 地域の特性、その他の事情に応じて本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>【本市における規定の要否】 条例要配慮個人情報に関する取扱いは、条例で規定した地方公共団体にのみ適用されるものであり、<u>条例要配慮個人情報を規定するかは、各地方公共団体に委ねられている。</u></p> <p>【条例での規定の適用範囲】 条例要配慮個人情報となる記述等を条例で規定する場合であっても、当該条例要配慮個人情報に係る条例の規定は、当該条例を定めた地方公共団体及び当該地方公共団体が設立する地方独立行政法人が保有する個人情報にのみ適用されることとなる。</p>
論点及び検討概要		<p>◎ 現行条例に定める要配慮個人情報と改正個人情報保護法に定める要配慮個人情報の内容（範囲）に差異はあるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行条例における要配慮個人情報の規定と改正個人情報保護法における要配慮個人情報の規定は<u>同一のものである。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➡現行条例に規定されている要配慮個人情報について、改正個人情報保護法の適用後も同様の取扱いが可能となるため、条例要配慮個人情報を追加する必要はないと考える。 <p>◎ 要配慮個人情報に係る取扱いについて現行条例と改正個人情報保護法で差異はあるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行条例第6条第3項において、要配慮個人情報の取得については通常の個人情報に比べてより厳しく制限しているが、改正個人情報保護法ではこのような規定は置かれていない。 ・一方、改正個人情報保護法第61条は個人情報の保有は、法令

	<p>の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限って認められるとしており、実質的に個人情報を保有できる範囲は概ね同様であるとの見解が個人情報保護委員会（国）から示されている。</p> <p>➡現行条例と同等の保護が可能であり、取扱いに差異はないと考える。</p>
<p>審査会の 主な意見</p>	<p><第1回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮個人情報について、市が条例に規定する場合には配慮する必要があるが、条例には規定しないという整理でよろしいか。 <p>→現行条例の規定と改正個人情報保護法の規定は同一であり、あえて条例要配慮個人情報を規定する必要はないと考えている。また、国の個人情報保護委員会も条例要配慮個人情報として想定しているものは特になくとの見解を示している。</p>
<p>中間取りまとめ</p>	<p>○現行条例及び改正個人情報保護法における要配慮個人情報の規定は同一であるため、改正個人情報保護法に規定する要配慮個人情報に追加して、条例要配慮個人情報を条例に規定することは特に必要ないと思われる。改正個人情報保護法での取扱いにおいても、これまでどおり、現行条例と同一水準での保護を行うことが望ましい。</p>

条例制定における論点整理（個票4）

検討事項	個人情報ファイル簿の作成及び公表	
関連条文	改正法	第75条
	現行条例	第14条、第15条
概 要	<p>【個人情報ファイルとは】 保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために<u>特定の保有個人情報の検索を容易にできる</u>よう体系的に構成したもの。（電子データ、紙媒体）</p> <p>【個人情報ファイル簿とは】 保有している個人情報ファイルについて、法定事項（名称、利用目的、収集方法、含まれる項目等）を記載した個票をまとめた帳簿をいう。 改正個人情報保護法の規定により、個人情報ファイルを保有する場合には、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。</p> <p>地方公共団体においては、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿に加えて、別の個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することができる。</p> <p>【現行条例との差異】 現行条例においては、改正個人情報保護法と同様、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないとしており、<u>条例で義務付けている記載事項は、改正個人情報保護法における記載事項に含まれている。</u> なお、現行条例では個人情報ファイル簿の掲載対象としていた本人の数が<u>1,000人未満の個人情報ファイルについて、改正個人情報保護法では作成・公表の対象から除外されている。</u>また、同ファイルを作成した場合においても、提案募集の対象外である。</p>	
論点及び検討概要	<p>◎ 個人情報ファイル簿とは別の帳簿作成の必要性の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルであっても、保有個人情報については適切な管理が必要である。 ・改正個人情報保護法施行後も、個人情報の適正な管理、本人の権利利益の保護の観点から、現行と同様の取扱いとすることが、望ましい。 ➔本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについても同様に帳簿の作成、公表が必要と考える。 	

審査会の
主な意見

<第1回目>

・公表とはどのような形で行うのか。

→個人情報ファイル簿については、紙媒体を文書館等に備え付け、同内容のデータを市のホームページに掲載して公開する。

・1,000人未満の個人情報ファイルについて、今後、作成・公表するのか。

→現行条例では、個人情報ファイル簿の作成・公表において、個人情報ファイルに記録される個人の数による区別を行っていないことから、今後も現行どおり作成・公表する。

・1,000人未満の個人情報ファイルはいくつぐらい、また、どのようなものがあるのか。

→本市が保有している個人情報ファイル約1,600件のうち、本人の数が1,000人未満のものは、約700件程度(約4割)。

例) 市議会事務局図書室利用者情報
個人情報訂正請求処理状況表

【補足資料】

「1,000人未満の個人情報ファイルについて」(参考資料1(個票4))

「個人情報ファイル届出票」(参考資料2(個票4))

<第2回目>

・現行条例において、1,000人未満の個人情報ファイルについても帳簿を作成・公表することとした立法趣旨を教えてください。

→実施機関が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、実施機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるようにするためである。

・個人情報ファイル届出票の記録項目における()内は何が記載されるのか。

→個人情報ファイル所管課の判断で、各項目の詳細が記載されるが、個人を特定する情報が記載されるわけではない。

・詳細を記載することで、誰の情報か察知されることはないのか。

→個人情報ファイル届出票は、個人情報ファイルの種類や、各部署での保有状況等を市民に知らせるものであるため、個人の特定につながらない限度で必要に応じて細分化している。

中間取りまとめ	○個人情報の適正な管理及び本人の権利利益の保護の観点から、これまでどおり、現行と同様の取扱いを行うこととし、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについても、帳簿を作成し、公表することが望ましい。
---------	---

条例制定における論点整理（個票5）

検討事項		開示請求における不開示情報の範囲					
関連条文	改正法	第78条					
	現行条例	第18条（情報公開条例第7条）					
概 要		<p>【不開示情報とは】</p> <p>開示請求を受けた保有個人情報とは原則として開示するが、例外的に開示請求者以外の個人に関する情報等、本人や第三者の権利利益を害するおそれがある場合、事務・事業に支障が生じるおそれがある場合等に不開示とする情報をいう。</p> <p>【情報公開条例との整合性】</p> <p>改正個人情報保護法は、改正個人情報保護法と地方公共団体が定める情報公開条例の整合的な運用を図るため、必要があれば、開示情報及び不開示情報を追加することができるとしている。その意味で、情報公開条例における先例も十分参考になるものとする。</p> <p>【現行条例及び情報公開条例との差異】</p>					
		改正法		現行条例		情報公開条例	
		2号ハ	第三者に関する情報のうち、職務遂行に係る公務員の職名・職務遂行情報は開示	2号ウ	第三者に関する情報のうち、職務遂行に係る公務員の職名・ <u>氏名</u> ・職務遂行情報は開示	1号ウ	個人に関する情報のうち、職務遂行に係る公務員の職名・ <u>氏名</u> ・職務遂行情報は開示
		3号	法人情報	4号	(法人からの)任意提供情報	3号	(法人からの)任意提供情報
		—	—		(個人からの)任意提供情報		(個人からの)任意提供情報
—	—	8号	法令秘情報	7号	法令秘情報		
<p>公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、開示した場合、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けられており、不開示情報から除外されていない。しかし、他の法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については、例外的に開示することとなる。</p>							

論点及び検討概要

◎公務員の氏名を開示情報とする規定の必要性の有無

- ・現行条例においては不開示情報の例外（開示情報）としているところ、改正個人情報保護法では不開示情報とされている。
- ・行政機関（国）は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）により、職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名については、特段の支障を生じる場合を除き、公にするものとしており、改正個人情報保護法第78条第1項第2号イに該当するものとして開示することとしている。
- ・本市においては、情報公開条例において、当該公務員個人の権利利益を害する場合を除き、不開示情報の例外として規定している。公務員の氏名について、情報公開請求及び保有個人情報開示請求の双方で、同様の取扱いとする必要がある。
➡開示・不開示情報の例外として規定することが望ましい。

◎任意提供情報を開示情報とする規定の必要性の有無

- ・現行条例及び情報公開条例においては、法人又は個人からの任意提供情報（他に開示しないことを条件に得た情報）について不開示情報としているところ、改正個人情報保護法では法人からの任意提供情報を法人情報として不開示情報としており、個人からの任意提供情報についての規定はない。
- ・しかしながら、個人からの任意提供情報については、改正個人情報保護法第78条第1項第2号の「第三者に関する情報」に含むと考えることが妥当であり、不開示情報として取り扱うことは可能。
➡不開示情報として別途、規定する必要はないと考える。

◎法令秘情報を不開示情報とする規定の必要性の有無

- ・現行条例及び情報公開条例においては、法令秘情報（他の法令の規定により開示することを禁じられている情報）について不開示情報としているところ、改正個人情報保護法ではこれに相当する規定はない。
- ・法令秘情報については、通常、改正個人情報保護法第78条第1項各号のいずれかに該当するものと考えられるため、他の法令の規定の趣旨等を踏まえて実質的に判断する必要があると個人情報保護委員会が見解を示している。
➡不開示情報として規定する必要はないと考える。

審査会の
主な意見

<第1回目>

・公務員の氏名等を条例で開示情報とすることで、改正個人情報保護法と条例を根拠とした場合で、開示・不開示の判断が異なることになるが、問題ないか。

→国の個人情報保護委員会によると、公務員の氏名について、改正個人情報保護法第78条第2項に基づき条例で規定することで、開示情報とすることは問題ないとの見解が示されている。

・法人又は個人からの任意提供情報とは、どういう情報なのか。

→現行条例では、任意提供情報として法人又は個人から開示しないとの条件で得た情報について不開示情報としている。改正個人情報保護法では、法人から得た任意提供情報については法人情報として不開示情報とされるが、個人から得た任意提供情報については規定がない。しかしながら、個人から得た任意提供情報は、その内容を開示することで当該個人を識別することができるものであるため、開示請求者以外の個人に関する情報に該当するとして不開示とすることができると考えている。

【補足資料】

「任意提供情報について」（参考資料3（個票5））

「前回審査会（R4.10.31）における任意提供情報に係る諮問庁回答について（補足説明）」（参考資料4（個票5））

<第2回目>

・任意提供情報の具体例を教えてください。

→法人からの任意提供情報の例としては、医療機関が保有する転院前の医療機関からの引継関係書類のうち、本人に開示しないとの条件で提供を受けた診療情報提供書等の情報がある。個人からの任意提供情報の例としては、児童相談所が虐待事案等の調査で、本人には開示しないとの条件で対象者の知人等から提供を受けた情報がある。

・実施機関の要請を受けない任意提供情報とはどういったものか。

→実施機関側が要請したわけではなくても、相手側から提供の申し出があり、その内容が事業の実施等に必要情報であった場合などに、開示しないとの条件で提供を受ける場合などがある。また、相手方から開示しないでほしいとの希望があった場合でも、既に公知の情報である場合等は受諾しない。

中間取りまとめ

- 公務員の氏名について、開示請求(情報公開及び個人情報)における取扱いを同様とする必要があることから、改正個人情報保護法第78条第2項に基づき、「公務員の氏名」については開示情報とし、一方で「公務員個人の権利利益を害するおそれがある場合」には不開示とする規定を追加することが望ましい。
- 法人又は個人からの任意提供情報について、法人の場合は、改正個人情報保護法第78条第1項第3号ロにより不開示情報とすることになる。個人の場合は、これに相当する規定はないが、改正個人情報保護法第78条第1項第2号の「第三者に関する情報」に含むことが可能であり、これまでどおり不開示情報として取り扱うことができることから、不開示情報として別途規定する必要はないと思われる。
- 法令秘情報については、改正個人情報保護法第78条第2項に基づき条例で規定することが許容されていないが、開示を禁じる他の法令の規定の趣旨等を踏まえ、改正個人情報保護法第78条第1項各号の該当性について実質的に判断する必要がある。

条例制定における論点整理（個票6）

検討事項	開示決定等の期限（開示・訂正・利用停止請求の決定期限）																
関連条文	改正法	第83条、第84条、第94条、第95条、第102条、第103条															
	現行条例	第23条、第24条、第34条、第35条、第42条、第43条															
概 要	<p>【開示決定等の期限】</p> <p>開示請求、訂正請求・利用停止請求（以下「開示請求等」という。）を受けた場合に、開示、一部開示又は不開示決定を行わなければならない期限をいう。</p> <p>開示請求等の手続に関する事項について、改正個人情報保護法が規定する開示決定等の期限の範囲内で、条例で規定することが可能である。</p> <p>【改正個人情報保護法と現行条例の比較】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%;">改正法</th> <th style="width: 20%;">現行条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開示決定期限</td> <td>30日以内</td> <td>15日以内</td> </tr> <tr> <td>開示延長決定期限</td> <td>30日以内</td> <td>45日以内</td> </tr> <tr> <td>訂正(利用停止)決定期限</td> <td>30日以内</td> <td>30日以内</td> </tr> <tr> <td>訂正(利用停止)延長決定期限</td> <td>30日以内</td> <td>30日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※現行条例においては、起算日が請求のあった日</p>			改正法	現行条例	開示決定期限	30日以内	15日以内	開示延長決定期限	30日以内	45日以内	訂正(利用停止)決定期限	30日以内	30日以内	訂正(利用停止)延長決定期限	30日以内	30日以内
	改正法	現行条例															
開示決定期限	30日以内	15日以内															
開示延長決定期限	30日以内	45日以内															
訂正(利用停止)決定期限	30日以内	30日以内															
訂正(利用停止)延長決定期限	30日以内	30日以内															
論点及び検討概要	<p>◎決定期限について、改正個人情報保護法の規定する期限を短縮するか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求等に係る決定期限については、現行条例では、それぞれ請求のあった日から起算して、15日、30日、30日と規定している。 ・現行条例の規定する期限とした場合、開示決定期限が請求のあった日から15日以内、延長決定期限が30日以内となり、開示請求に係る決定の全体の日数が現行条例よりも短縮される。（改正個人情報保護法における延長期限が30日以内であるため、現行条例の45日以内とすることはできない。） ・改正個人情報保護法の決定期限（30日）を採用するとした場合、現行条例と比べ、開示請求者が開示決定等を受けるまでの期間が長くなる。 <ul style="list-style-type: none"> ➡開示請求者の利便性を考慮し、これまでどおり、現行条例に規定する決定期限を維持することが望ましいと考える。 																

<p>審査会の 主な意見</p>	<p><第1回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示決定期限が7日の自治体もあると聞いているが、15日より短縮できないのか。 →福岡市は7営業日で、本市は土日含めて15日となっているが、開示・不開示の判断は慎重に行う必要があることや、対象文書（情報）によっては、各区等に照会する必要があるものもあるため、15日より短縮することは難しいと考えている。 <p>【補足資料】</p> <p>「政令指定都市における開示決定期限一覧」（参考資料5（個票6）） 「開示請求等の開示決定期限について」（参考資料6（個票6））</p> <p><第2回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示決定期限について、国は30日以内、北九州市が15日以内とのことだが、15日では期限が短いという場合もあるのではないか。 →請求された対象文書の量、開示・不開示の判断の有無によって、15日では決定が困難な場合には、適宜、延長決定を行い対応している。 ・開示決定期限について、福岡市は7日以内、本市が15日以内としている違いは何か。 →本市では、開示決定における事務処理の過程において、各所管課での判断に差異が生じないように、文書館が全体の調整を行うなど、慎重に取り扱うこととしているため、所要時間に差異が生じていると考えている。
<p>中間取りまとめ</p>	<p>○開示請求者の利便性を考慮し、開示請求に係る決定期限については、現行条例に規定する期限を維持することが望ましい。そのため、開示請求に係る決定期限を15日以内とし、延長決定期限については改正個人情報保護法の規定どおり30日以内とし、訂正請求及び利用停止請求に係る決定期限は現行条例及び改正個人情報保護法と同様に30日以内とすることが望ましい。</p>

条例制定における論点整理（個票7）

検討事項	審査会への諮問（審査請求）	
関連条文	改正法	第105条（行政不服審査法第81条）
	現行条例	第47条第1項
概 要	<p>【現行条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示決定等についての審査請求がなされた場合、条例に基づき設置している「個人情報保護審査会」に諮問している（第47条第1項）。 <p>【行政不服審査法第81条に規定する機関への諮問義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、改正個人情報保護法により、行政不服審査法第81条に規定する機関への諮問が義務付けられ、その組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定めることとされている。 	
論点及び検討概要	<p>◎現行の個人情報保護審査会を行政不服審査法上の審査会と位置付け、引き続き、同審査会に諮問することとするか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正個人情報保護法施行前の条例で設置している審査会については、条例により現行の審査会を行政不服審査法第81条の機関として位置付けることで、引き続き同審査会に審査請求に係る諮問をすることは可能とされている。 ・ 審査請求に係る諮問については、当事者双方の主張を踏まえた上で審議を尽くす必要があり、これまでの知見の積み重ねが重要であることなどから、引き続き、現行の審査会に諮問することが望ましい。 ・ また、改正個人情報保護法では、「議会」は対象外とされている。 <ul style="list-style-type: none"> ➡条例により現行の審査会を行政不服審査法第81条の機関として位置付け、現行と同様、引き続き、同審査会に諮問することが望ましいと考える。また、議会からの諮問に応じ、同審査会が審査請求についての調査審議を行うことができるように、条例に規定することが望ましいと考える。 	
審査会の 主な意見	<p><第1回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法改正後の個人情報保護審査会の役割はどうなるのか。審査会への諮問について変化はあるのか。 → 審査請求に係る調査審議については、今後も引き続き諮問させていただくこととなる。 	

中間取りまとめ

○現行の個人情報保護審査会を行政不服審査法第81条の機関として位置付け、引き続き開示決定等に係る審査請求について同審査会に諮問することが望ましい。また、これまでどおり、議会からの審査請求に係る諮問に応じ、同審査会が審査請求についての調査審議を行うことができるようにすることが望ましい。

条例制定における論点整理（個票8）

検討事項		審査会への諮問（審査請求以外）
関連条文	改正法	第129条
	現行条例	第47条第2項
概 要		<p>【審査会への諮問（改正個人情報保護法）】</p> <p>改正個人情報保護法では、地方公共団体の機関は、<u>個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めることにより、審議会等に諮問することができる旨規定されている（第129条）。</u></p> <p>【審査会の所掌事務（現行）】</p> <p>審査会の現行の所掌事務については、次のとおり整理できる。</p> <p>(1) 審査請求についての調査審議</p> <p>(2) 個人情報保護制度の運営に関する審議等 （条例改正、特定個人情報保護評価に関する第三者点検等）</p> <p>(3) 保有個人情報に係る審査会への意見聴取、報告等</p> <p style="padding-left: 2em;">*意見聴取事項（個人情報の保有の制限、目的外利用等）</p> <p style="padding-left: 2em;">*報告事項（オンライン結合提供、存否応答拒否等）</p>
論点及び検討概要		<p>◎審査会に対する諮問をどうするか</p> <p>・「<u>個人情報の適切な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合</u>」の例として、以下のとおり国が示している。</p> <p style="padding-left: 2em;">*法施行条例の改正の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">*国の法令等に従った運用ルールの細則を定める場合</p> <p style="padding-left: 2em;">*地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護施策を実施する場合</p> <p>なお、改正個人情報保護法以外の法令（特定個人情報保護評価に関する規則等）に基づき審議会に意見を聴くことは妨げられないとされている。</p> <p>・また、改正個人情報保護法では、議会は対象外とされている。</p> <p style="padding-left: 2em;">➡審査会に対する諮問事項について、国が示す例及び本市の実情等を踏まえ、条例で規定する必要があると考える。また、議会からの諮問に対しても、応じる必要があると考える。</p>

<p>審査会の 主な意見</p>	<p><第1回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法改正後の個人情報保護審査会の役割はどうか。審査会への諮問、その他の事務について役割的な縮小、変化はあるのか。 <p>→個人情報の提供をオンライン結合で行うことや目的外利用における「特別な理由」等個別の案件に関しては、国の個人情報保護委員会への問い合わせ等で対応することとなるが、特定個人情報保護評価書や本市の条例改正に関して意見を聴くこと等については、今後も引き続き諮問させていただくこととなる。</p> <p><第2回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査会への諮問事項について、具体的にはどのような場合を条例に規定するのか。 <p>→現行条例において諮問しているもののうち、審査請求についての調査審議及び個人情報保護制度の運営に関する審議等（条例改正、特定個人情報保護評価に関する第三者点検等）を規定する予定である。保有個人情報に係る審査会への意見聴取については、国の個人情報保護審査会の所管となるため、条例に規定することはできない。</p>
<p>中間取りまとめ</p>	<p>○審査会への諮問事項について、改正個人情報保護法では条例で定めることとされており、国が示す例及び本市の実情等を踏まえ条例で規定する必要があり、議会からの諮問に対しても応じる必要がある。前記の点を踏まえた上で、審査会への諮問事項について、条例で規定することが望ましい。</p>